

しんぱん

時短営業の協力金

—申請サポート実施中—



コロナ拡大は「政治の失敗」が原因であり、協力金を受け取るのは当然の権利です。民商は申請から経営相談まで親身にサポート。時短営業するか悩んでいる方も含め、気軽にご相談ください。また民商は、協力金の増額と支援の拡充を求めています。一緒に声をあげましょう。

【概要】 3つの期間ごとに申請が必要です

府の要請	期間	11/27~12/15	12/16~1/13	1/14~2/7
	地域	大阪市北区・中央区	大阪市全域	大阪府全域
	業種	酒類提供を行う飲食店等		飲食店営業許可を取得している店舗
	内容	5時~21時内の営業		5時~20時内の営業 酒類提供は11時~19時
協力金	支給額 (1事業所)	最大58万円	最大156万円	最大150万円
	申請受付	12/16~1/29 大阪市へ	1/14~ 大阪市へ	2/8~ 大阪府へ

【要件】

- ① 府の要請地域・業種・内容にあてはまること（上図参照）。
- ② 飲食店営業許可など、必要な許認可を取得していること。
- ③ 「感染防止宣言ステッカー」を導入していること等。

* 必要書類：許認可証・通帳・申告書のコピー・店舗写真・免許証など。

* 元々の営業時間が府の時短要請の時間内は対象外です。

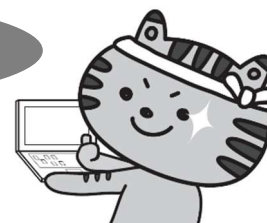
制度の詳細は
お問合せ下さい

迷っている方はご相談を

民商

コロナに負けず商売 つづけよう

商売なんでも相談ダイヤル



☎0120-22-0000

